



## 農業委員 農地利用最適化推進委員

募集します



■問い合わせ・届出先  
農業委員会事務局 ☎53-1085

**農業委員会等に関する法律が改正されました**  
農業委員会はこれまで、「農業生産力の発展や農業経営の合理化を図ることにより農民の地位の向上に寄与すること」を目的としてきました。それが平成27年9月4日の法改正により、「農業の健全な発展に寄与する」ための組織に生まれ変わりました。  
それに伴う主な変更点は次のとおりです。

**◆農業委員の選任方法**  
これまでの農家による選挙制から、市町村長が議会の同意を得て選任する方法に変更となりました。

**◆農地利用最適化推進委員**  
農地等の利用の最適化を推進するため、新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会に委嘱することになりました。

**農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します**  
現在の農業委員の任期は2月29日までですが、3月31日まで任期を延長し、新しい委員は4月1日に委嘱する予定です。  
新しい農業委員および農地利用最適化推進委員を、次のとおり募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集方法	個人や法人・団体からの推薦および一般募集	
募集人数	19人	18人
職務	農地等の利用の最適化推進に関する事項 その他の農業委員会の所掌に属する事項	区域内の農地等として利用すべき土地の効率化、高度利用の推進を図る
資格	次の全てに該当すること ①香美市に住所を有すること（例外あり） ②市税等の滞納がないこと ③荒廃農地を有していないこと ④農業委員会法第8条第4項※に該当しないこと	
届出方法	推薦者は市の定める推薦書を、応募者は市の定める応募申込書を農業委員会事務局に届け出てください。	推薦者は区域単位で市の定める推薦書を、応募者は区域単位で市の定める応募申込書を農業委員会事務局に届け出てください。
募集期間	1月4日～2月1日	
任期	平成28年4月1日～平成31年3月31日	選任された日～平成31年3月31日
報酬 (月額)	会長32,500円 委員23,000円	23,000円
その他	<p>◆農地利用最適化推進委員との兼務は不可。 ※ただし、同時の推薦・応募はできます。</p> <p>◆申込書等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。</p> <p>◆農業委員の定数の過半数は、認定農業者でなければならないと定められています。</p>	<p>◆農業委員との兼務は不可。 ※ただし、同時の推薦・応募はできます。</p> <p>◆申込書等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。</p> <p>◆香美市全体を18区域に分け、各区域から1人ずつ委嘱します。区域の分け方等、詳しい内容はお問い合わせください。</p>

※次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

# 固定資産税班からお知らせ

## 償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で商店などを経営している方や、農業や不動産等の事業を行っている方が、その事業のために所有している有形資産のことで、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具等です。毎年1月1日現在で所有している償却資産がある場合には、地方税法第383条の規定により、申告していただくことになっています。

該当する償却資産のある会社および個人の方は、平成28年2月1日(月)までに申告をお願いします。



忘れていませんか？  
太陽光発電設備の申告

会社や個人事業主として太陽光発電設備を設置している場合は、売電・非売電に関わらず、償却資産の申告が必要です。住宅用に個人が設置した場合でも10kW以上の発電量で全量売電の場合は申告が必要です。

## 新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

平成28年度固定資産税の課税にあたり、平成27年(1月～12月)中に新築・増築または取り壊した家屋についての申告の受付を、税務課固定資産税班で行っています。適正課税のため、平成27年12月末までに取り壊した家屋については、平成27年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成27年中に新築または増築された家屋を税務課職員が調査した際に、取り壊しを聴取した分については申告の必要はありません。



## 土地評価の特殊なケースでは申し出を！

市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因全てを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。

特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方はご連絡ください。

### 外観からは把握できない価格形成要因の例

- ・公法上(都市計画法、建築基準法、一部条例など)の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地(一部評価額に反映されているものもあります)。
- ・特に災害の危険性が高い土地など。



■問い合わせ先  
税務課固定資産税班 ☎53-3116

## 固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年1月1日(『賦課期日』といいます)の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは、具体的に次のとおりです。

- ①土地の場合  
土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
- ②家屋の場合  
建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
- ③償却資産の場合  
償却資産課税台帳に所有者として登録されている方